

TPP協定に対する意見書

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、本年秋の臨時国会において協定締結が承認されるとともに、関係法律の整備法案が可決された。実際の協定発効については、米国等をはじめとする署名国の動きを注視する必要があるが、日本政府はいち早く国会手続を終え、関係国へTPP発効に向けた働きかけを継続するとされている。また、EUとのEPAやRCEP等、経済連携協定締結に向けた動きも見られているところである。

国によれば、TPP協定により、自由で公正な8億人の巨大経済圏が誕生することで、貿易等が促進され、ひいては国内での投資や生産性向上が進み、我が国の新たな成長が期待できるとされている。こうした効果を発揮させるため、国は昨年「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、攻めの農林水産業への転換など、その実現に向けた施策を打ち出しているところである。

農林水産省は、本年度の二次補正予算においても、『「TPP関連政策大綱」の着実な実施』として、3,000億円を超える予算を計上しているところであるが、本県議会としては、特に、関税の撤廃や引下げ等による農林水産業への影響を懸念している。

また、輸入食品の安全性は確保されるのか、県民はいまだに不安を抱いている。

本県においては、稲作、畜産、酪農、畑作、施設園芸、果樹など多様な農業が相互に関連しながら共存していることから、農林水産業、農山漁村、さらにはその関連産業に影響を及ぼさないためには、TPPのみならず、その他の経済連携が今後さらに進展する可能性も踏まえ、万全の対策を引き続き講じていく必要がある。

よって、国におかれては、TPP協定において、地方経済社会に与える影響や地方の声を十分に踏まえられた上、特に、下記の事項に責任を持って対応されることを強く要望する。

記

- 1 TPP協定の内容等について、不安を払拭するための丁寧な説明を行うこと。
- 2 地方の基幹産業である農林水産業の競争力強化、経営安定化のため、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく施策については、既存の農林水産予算に支障を来すことなく必要な予算を確保することはもちろんのこと、国会において安倍総理が、協定発効の有無にかかわらず対策は必要と答弁されたことを踏まえ、他の署名国の動向いかににかかわらず、責任を持って万全の対策を実行すること。なお、野菜・果樹などの農林水産物についても、重要5項目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品等）と同様に万全の対策を講じること。
また、農林水産業の体質強化を念頭に、必要となるインフラの整備を初め、ハード・ソフト一体となった中長期的な対策を講じること。
さらに、豊かな自然環境、良好な景観、文化の伝承等の多面的機能を有する中山間地域等の農山漁村の維持・発展にも十分配慮すること。
- 3 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」によって法制化され、発効に合わせて施行することとされている畜産物の価格安定制度の強化対策については、協定発効いかににかかわらず実施すること。
- 4 消費者の不安を解消するため、食の安全・安心を確保する万全の対策を講じること。
- 5 国益を損なうような協定の再交渉には応じないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

熊本県議会議長 吉永 和世

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
外務大臣	岸田文雄様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	松野博一様
厚生労働大臣	塩崎恭久様
農林水産大臣	山本有二様
経済産業大臣	世耕弘成様
国土交通大臣	石井啓一様
環境大臣	山本公一様
内閣官房長官	菅義偉様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)	石原伸晃様